



厚生労働省 岩手労働局

Press Release

厚生労働省岩手労働局発表
令和3年9月27日(月)

【照会先】
岩手労働局労働基準部賃金室
室長 松田 有司
室長補佐 佐々木 善一
電話 019 - 604 - 3008

報道関係者 各位

岩手県最低賃金が10月2日から821円になります

岩手労働局（局長 ^{いなはら} 稲原 ^{としひろ} 俊浩）では、岩手県最低賃金が10月2日（土）に改正発効され、28円上げた時間額821円になるため、県内の行政機関、商工団体、労働者団体、使用者団体、事業者団体及び教育機関等に周知依頼を行い、包括連携協定を締結している金融機関にも周知依頼を行ってまいります。

また、今年度の引上げ額は、過去最大の引上げ額となることから、中小企業・小規模事業者に対する賃金引上げへの支援策として、経済産業省東北経済産業局と協力し、最低賃金引き上げに関する助成金・補助金についても周知広報に努めてまいります。

【岩手県最低賃金改正発効のポイント】

☒ **働くすべての人が対象！**

年齢やパート・アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

☒ **最低賃金未満の労働契約は無効！**

最低賃金を下回って支払われた賃金と最低賃金との差額があれば、10月2日の発効日にさかのぼって請求できます。

☒ **岩手県最低賃金の不払は50万円以下の罰金！**

（参考）最低賃金制度と地域別最低賃金

最低賃金制度と地域別最低賃金

1 最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、一般に国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

2 最低賃金の種類

【岩手県最低賃金】

産業や職業の種類、パートタイム労働者等の名称、年齢を問わず、原則として岩手県内の事業場で働くすべての労働者と、労働者を1人でも使用するすべての使用者に適用されます。

岩手県最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合には、50万円以下の罰金が科せられます。

【岩手県特定（産業別）最低賃金】

岩手県内の特定の産業について決定され、当該産業に属する事業場の労働者とその使用者に限定して適用されます。

岩手県で特定（産業別）最低賃金が設定されている産業と金額は、

「鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業」852円

「光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」829円

「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」820円

「自動車小売業」863円

注：「各種商品小売業」は、平成28年12月11日に767円に、「百貨店、総合スーパー」は平成30年12月28日に改正されて以来、据置きとなっています。当該額は、現在の岩手県最低賃金を下回っていますので、岩手県最低賃金821円が適用されます。

3 最低賃金と支払われる賃金との比較方法

実際に支払われる賃金額が最低賃金以上となっているかどうか調べるには、精皆勤手当等の除外賃金を差し引いた後の賃金額と適用される最低賃金額とを賃金形態に応じて、以下の方法で比較します。

(1) 時間給の場合 時間給 最低賃金

(2) 日給の場合 日給 ÷ 1日の所定労働時間 最低賃金

(3) 月給の場合 月給額を1時間当たりの金額に換算 最低賃金

* 最低賃金との比較に当たって、算入しない賃金

臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金

(時間外割増賃金など)

所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)

午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、

通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当